

あおり運転注意喚起

あおり運転は交通事故を誘発する危険な行為です。
絶対にやめましょう。

あおり運転とは？

法律的に明確な規定はありませんが、一般的に

- 車間距離を詰めて異常に接近したり追い回す
- ハイビーム・パッシング、クラクション、幅寄せなどによって相手を威嚇したり嫌がらせをする

などの行為をいいます。

こういった行為で相手に交通事故を起こさせた場合には、危険運転致死傷罪に問われることもあります。

あおり運転をされたらどうすればいいの？

○冷静に対処する

後ろからあおられると嫌な気分になると思いますが、怖いと思って慌ててしまうと交通事故を起こしてしまうかもしれません。

落ち着いて冷静に対処しましょう。

具体的には？

○高速道路や自動車専用道路であれば車線上に停車しない

高速道路や自動車専用道路では、車を運転している人は車線上に車で停車していることを予想していません。

車線上で停車してしまうと、後ろから走行してきた車に衝突される危険があります。

○安全な場所に移動する

パーキングエリアや道の駅、商業施設の駐車場など、人目が多くあり安全な場所へ停車しましょう。

○車外へ出ず、ロックして110番通報する

あおり運転をしてきた人と話し合いをしようとして、暴行事件に発展するケースもたくさんあります。

パーキングエリア等の駐車場に移動して停車した後も、あおってきた車がついてきているようであれば、不用意に車外へ出ず、110番通報するようにしましょう。

あおり運転についてのお問い合わせは橋本警察署（0736-33-0110）までお願いします。

交通事故をなくする県民運動伊都地方推進協議会より